

ディスクロージャー分析～『税効果会計に係る会計基準』の一部改正の早期適用企業を対象に開示事例分析

2019.06.12

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（以下「一部改正」という）が2018年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用となっている。一部改正では表示及び注記事項に関する改正が行われており、改正事項は以下のとおりである。

①繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する。→1年ルール（従来の取扱いでは、繰延税金資産については流動資産または投資その他の資産として、繰延税金負債については流動負債または固定負債として表示しなければならないとされていた）が廃止された。

②繰延税金資産に関する注記事項（評価性引当額の内訳及び税務上の繰越欠損金）の追加

このうち、①の繰延税金資産及び繰延税金負債の適用初年度の比較情報の取扱いについては、原則、当年度にあわせて前年度を組替える必要がある。また、比較情報の組替えを行った場合には、有価証券報告書の【主要な経営指標等の推移】においても、総資産額及び自己資本比率の組替えを行い、その旨を注記する必要がある。

この場合に【主要な経営指標等の推移】にて、前年度の数値のみを組替えるのか、過去の期間のすべてに遡及適用するかが問題となる。

ここで、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（以下「過年度遡及会計基準」）に照らして考えてみると、会計方針の変更の場合、例外的な場合を除き、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用する。（過年度遡及会計基準第6項）

また、財務諸表の表示方法を変更した場合には、原則として表示する過去の財務諸表について、新たな表示方法に従い財務諸表の組替えを行う。（過年度遡及会計基準第14項）

そして、過年度遡及会計基準の適用により、会計方針の変更や表示方法が変更された場合に、有価証券報告書の【主要な経営指標等の推移】の記載においても、前連結会計年度および前事業年度については、当該遡及適用等の内容を反映しなければならないとされているが、前連結会計年度（前事業年度）より前の事業年度等の主要な経営指標等については、当該遡及適用等の内容を反映することが可能となっている。（企業内容等開示ガイドライン5-12-2）

すなわち、【主要な経営指標等の推移】の前年度の数値は組替えが必須となっているが、それ以前の期間については、遡及して開示を行うことが可能となっている。

そこで今回は、一部改正を早期適用している企業を対象として、有価証券報告書の【主要な経営指標等の推移】の開示事例を調査する。

【表：主要な経営指標等の推移の遡及期間】

（2019年5月31日現在提出されている全上場企業の直近1年分の有価証券報告書のうち、早期適用企業28社）

	遡及期間		
	前年度のみ	過去4年間	影響なし
企業数	26	1	1

調査の結果、前年度の数値のみ組替えを行っている企業が26社と最も多かった。その際に、大きく分けて2種類の注記例があり、遡及適用等の内容を反映した場合には、その旨を注記する必要があるため、注記例を紹介する。

①前年度は遡及適用した指標となっている旨を注記している事例 26社中24社

【事例1 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社】有価証券報告書 一部抜粋
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を第8期の期末から適用しており、第7期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。

②前年度より表示方法を変更している旨を注記している事例 26社中2社

【事例2 近畿車輛株式会社】有価証券報告書 一部抜粋
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を適用し、第105期より繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

次に過去4年間遡及している企業が1社あった。こちらの注記例も紹介する。

【事例3 黒谷株式会社】有価証券報告書 一部抜粋
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を適用し、当事業年度より繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。なお、第32期以前の総資産額については、当該表示方法の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

最後に影響がない旨を注記している企業が1社あったため、こちらの注記例も紹介する。

【事例4 株式会社LIXILビバ】有価証券報告書 一部抜粋
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を第26期から早期適用しておりますが、第26期の主要な経営指標等に影響はありません。

今回の調査は一部改正の早期適用の開示事例分析であったが、一部改正は2018年4月1日以後開始する年度の期首から原則適用となる。比較情報の組替えを行った場合には、表示方法の変更及び【主要な経営指標等の推移】にて、その旨の注記が必要となるため、各社の状況に応じて適切な開示が行われることを期待したい。

以上